

令和7年度第2回大山町職員（文化財調査員）採用試験案内

令和8年4月1日採用予定の大山町職員（文化財調査員）採用試験を次のとおり行います。

1 募集職種・採用予定者数・受験資格

文化財調査員 若干名

昭和54年4月2日以降に生まれ、次の（ア）及び（イ）のいずれにも該当する人

（ア）大学又は大学院の史学科その他これに準ずる学科において考古学に関する科目を履修し、卒業若しくは修了した人又は令和8年3月31日までに卒業見込み若しくは修了見込みの人

（イ）埋蔵文化財発掘調査の経験がある人

※なお、発掘調査報告書の作成または執筆の経験があればなお良い。

※ 住所要件なし


※ 別に示した注意事項①に該当する人は、受験資格がありません。

※ 日本国籍を有しない人は、別に示した注意事項②のとおりとなります。

2 採用予定時期

令和8年4月1日

3 申込方法・受付期間

申込方法	インターネット電子申請による申込 右記 QR コードをスマートフォン等で読み込むか、 とっとり電子申請サービス（大山町）にアクセス して必要事項を入力してください。 申込 URL https://apply.e-tumo.jp/town-daisen-tottori-u/offer/offerList_detail?tempSeq=17254	
受付期間	令和7年7月7日（月）午前9時～令和7年8月27日（水）午後3時 ※インターネット申込のみ	

※別に示した試験日・試験内容を確認してください。

※申込者に受験票を郵送しますが、9月5日（金）までに到着しないときは、下記問合せ先へご連絡ください

4 勤務条件等（予定）

（1）初任給

大学卒程度 213,600円（1級21号給）

※一定の職歴等がある人はその経歴に応じて所定の金額が加算されます。

（2）給料に加えて、扶養手当、住居手当、通勤手当、期末手当、勤勉手当、時間外勤務手当などの諸手当を給与条例により支給します。

5 問合せ先

大山町役場総務課

電話 0859-54-5201

大山町役場商工観光課文化財室

電話 0859-53-3136

<試験日・試験内容>

1. 試験

(1) 日時及び場所

令和7年9月21日(日)に大山町名和公民館で行いますが、正式な時刻及び試験会場は受験票に記載いたします。

(2) 試験種目

- | | |
|------------|---|
| (ア) 一般教養試験 | 時事、社会・人文に関する一般知識を問う問題(「自然に関する一般知識」の出題はありません。)、文章理解、判断・数的推理、資料解釈に関する能力を問う問題等について択一式による筆記試験 |
| (イ) 事務適性検査 | 職員として事務の適応性を正確さ、迅速さ等の作業能力の面からみる |
| (ウ) 性格特性検査 | 公務員に求められる六つの資質について、性格特性を見る |
| (エ) 作文試験 | 課題に対する理解力、文章による表現力などについての筆記試験 |
| (オ) 口述試験 | 主として人物について個別面接による試験 |
| (カ) 専門試験 | 遺物実測の実技考査
※土器の実測図作成に必要な実測用具一式(筆記用具を含む。)を持参してください。 |

2. 合格者の発表

令和7年10月1日以降に合格者に通知するほか合格者の受験番号を大山町役場掲示板に掲示するとともに、公式ウェブサイトに掲載します。

注意事項①

下記に該当する人は、受験資格がありません。

地方公務員法第16条に該当する人(以下のいずれかに該当する人)

- ・拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人
- ・当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない人
- ・日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人

注意事項②

日本国籍を有しない人については、活動に制限のない在留の取得している人又は令和8年3月31日までにこの資格を取得する見込みの人に限り受験できます。日本国籍を有しない職員は公権力の行使に該当する業務、公の意思形成への参画に携わる職には就くことができません。

文化財室の所管しているおもな業務

(1) 史跡大山寺旧境内整備

大山寺旧境内は平成 28 年 10 月 3 日に国の史跡に指定されました。大山寺は養老二年(718)の開山と伝わる天台宗の名刹で、その繁栄を示す高さ 6m を超える石垣や重要文化財の建造物が残されています。大山町ではその史跡を魅力溢れる観光地にしようと整備事業に取り組んでいます。江戸時代の石垣や僧坊建物の修理、境内地の発掘調査や遺構整備などを実施また予定しています。

(2) 所子伝統的建造物群保存地区整備

大山町所子は鎌倉時代前期には荘園として名が知られ、現在も農村集落として存続している集落です。平成 25 年 12 月 27 日に国の重要伝統的建造物群保存地区に選定されました。江戸時代や明治時代の建物の修理や町並みを整えていく修景などを行っています。

(3) 重要文化財(建造物・美術工芸)修理事業・管理事業

大山町には国の重要文化財に 8 件(建造物 3 件・美術工芸品 5 件)が指定されています。それらの恒常的な管理事業を毎年行っています。そして、何年かに一度大規模な修理を実施することがあり、現在は大神山神社奥宮・末社下山神社の修理事業に取り組んでいます。

(4) 埋蔵文化財発掘調査

行政や民間の開発事業の実施に伴い、埋蔵文化財の有無を確認する調査を毎年行っています。また、研究を目的とした調査としては大山寺旧境内での調査があります。大山町内には鳥取県最古の遺跡や全国最大級の弥生集落遺跡である妻木晩田遺跡が所在するなど、新たな発見の可能性に満ちています。

(5) 天然記念物保存関係業務

大山町内には国指定特別天然記念物のオオサンショウウオが生息し、令和 6 年度にはコウノトリが繁殖に成功するなど、文化財に指定されている生物が数多くいます。また、植物でも特別天然記念物 1 件、天然記念物 1 件の指定があります。

(6) 文化財保存活用地域計画の作成

町内に所在する文化財の類型は多岐にわたっています。それぞれが抱える課題を整理し、大山町としてどう守っていくのか、どう活用していくのかを考える計画づくりを進めています。

先輩職員の声

大山町には史跡があり、伝建地区があり、特別天然記念物があり、町の規模では考えられないほど多くの文化財があります。私は大学で考古学を専攻していましたが、実際に働いてみるとそれ以外の知識が幅広く求められます。そのため、常に新鮮な知識に溢れていて、自分の成長を日々実感することができます。

魅力満載、数も満載の文化財に囲まれて、次々と興味の幅が広がっていく、そんな刺激的な毎日と一緒に送りませんか。お待ちしております。